

第 4 章の 2 インターネット利用環境の整備

追加〔平成 21 年条例 28 号〕

(インターネット利用環境の整備)

第 23 条の 3 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であつて、その内容の全部又は一部が第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められるもの(以下この条において「有害情報」という。)を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備(以下この条において「端末設備」という。)を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング(インターネットの利用により得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。次項において同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませないように努めなければならない。

3 インターネットへの接続を可能とする電気通信役務(電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 2 条第 3 号に規定する電気通信役務をいう。)を提供する電気通信事業者(同条第 5 号に規定する電気通信事業者をいう。)又は端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者は、事業活動の実施に当たっては、有害情報を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませないように、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

追加〔平成 21 年条例 28 号〕

高知県のインターネット利用環境の整備

- ・ 有害情報の制限
- ・ フィルタリング利用の努力義務